

1面からの続き

◆東京都重度心身障害者手当

【対象】重度の知的障害のある方、上・下肢に重度の機能障害のある方、重度の知的障害と身体障害のある方

◆特殊疾病患者福祉手当

【対象】東京都難病医療費受給者証を交付されている方など（心身障害者福祉手当を受給している方は除く）

■子育て支援課窓口の手当■

◆児童育成手当（障害手当）

【対象】次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方

- ①身体障害者手帳おおむね1・2級程度
- ②愛の手帳おおむね1～3度程度
- ③脳性マヒまたは進行性筋萎縮症

◆特別児童扶養手当

【対象】次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方

- ①身体障害者手帳おおむね1～3級程度
- ②愛の手帳おおむね1～3度程度
- ③日常生活に著しい制限を受ける状態の疾病・精神障害

〈住宅費・交通費等の助成〉

◆住宅設備の改善給付事業

浴室や便所、居室などの住宅内部を改善する事業

【対象】原則6歳以上65歳未満で、下肢または体幹に係る障害が2級以上の方、及び補装具として車いすを購入した内部障害者

◆自動車改造費助成事業

就労等のために自動車を取得して改造する場合に費用の一部を助成

【対象】18歳以上で、上肢、下肢または体幹機能に係る障害が1・2級の重度身体障害者の方

◆心身障害者自動車運転教習費助成事業

免許取得に必要な一部経費を助成

【対象】市内に引き続き3か月以上住所を有する方で、身体障害者手帳3級以上（内部障害の方は4級以上、下肢または体幹障害については5級以上で、歩行困難）の方、及び愛の手帳4度以上の方

◆心身障害者タクシー利用券給付事業

【対象】身体障害者手帳2級以上の方（内部、下肢、体幹機能障害は3級以上）または愛の手帳2度以上の方、進行性筋萎縮症、脳性マヒの方（支給限度内でガソリン券との併給も可）

◆心身障害者自動車ガソリン費用助成事業

【対象】前記の心身障害者タクシー利用券を受けられる方と同じ条件（支給限度内でタクシー券との併給も可）

◆指定収集袋（ごみ袋）の減免

【対象】身体障害者手帳（1・2級）、愛の手帳（1・2度）または精神障

害者保健福祉手帳（1級）の交付者で市民税が非課税世帯の方

◆下水道使用料減免

【対象】身体障害者手帳（1・2級）、愛の手帳（1・2度）または精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付者で市民税が非課税世帯の方

◆市営福生駅西口駐車場使用料免除

【対象】身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（2時間まで）

◆自転車等駐車場使用料免除

【対象】身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

（このほかに）▽NHK放送受信料の減免▽都営交通の無料乗車券発行▽民営バスの割引▽民営鉄道の割引▽航空運賃の割引▽有料道路通行料金の割引などがあります。

〈日常生活支援・援助〉

◆補装具費の支給

【対象】身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている方で、補装具の交付や修理が必要な方

◆中等度難聴児補聴器購入費助成事業

【対象】身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の方で、補聴器を必要とする方

◆重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業

【対象】ご家庭での入浴が困難な在宅の重度身体障害者・障害児の方

◆重度身体障害児入浴サービス

【対象】家庭での入浴が困難な在宅の重度身体障害児（6～17歳）の方

◆おむつ等助成事業

【対象】身体障害者手帳または愛の手帳を持っていて、常時寝たきりの状態の方（おおむね3歳以上65歳未満）

◆寝具乾燥車派遣事業

重度の障害者で寝具の乾燥ができない方に月1回、寝具乾燥車を派遣

◆原子爆弾被爆者援護（居住地等変更届、医療費、各種手当の申請等）

【対象】被爆者、被爆者の子

〈緊急時対策〉

◆重度身体障害者等緊急通報システム

緊急時に無線発報器等により消防庁に通報することができ、地域通報協力体制で速やかな援助を受けることができるシステム

【対象】18歳以上の1人暮らしなどの重度身体障害者（2級以上）、難病患者（都の医療券をお持ちの方）

◆重度心身障害者火災安全システム

家庭内での火災時に、住宅用防災機器が自動的に消防庁に通報するシステム

【対象】18歳以上の1人暮らしなどの重度身体障害者（2級以上）や重度知的障害者（2度以上）

〈自立支援給付〉

- ◆居宅介護（ホームヘルプサービス）
- ◆重度訪問介護◆同行援護◆行動援護◆重度障害者等包括支援◆短期入所（ショートステイ）◆療養介護◆生活介護◆自立訓練（機能訓練・生活訓練）◆宿泊型自立訓練◆就労移行支援◆就労継続支援（雇用型・非雇用型）◆障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）◆共同生活援助（グループホーム）

〈地域相談支援〉

- ◆地域移行支援◆地域定着支援◆計画相談支援

〈障害児通所・入所給付〉

- ◆児童発達支援◆医療型児童発達支援◆放課後等デイサービス◆保育所等訪問支援◆障害児入所支援

〈地域生活支援事業〉

- ◆相談支援◆意思疎通支援◆移動支援◆地域活動支援センター◆日中一時支援◆日常生活用具給付事業

〈自立支援協議会〉

障害のある人が地域で生活していくためにどのような支援が必要か等、関係機関が障害がある人の課題や情報を共有し、ともに解決するための機関

〈その他〉

◆声の「広報ふっさ」の郵送

【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529

◆声の「市議会だより」の郵送

【問合せ】議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

◆外出困難な障害者への図書宅配

【問合せ】中央図書館 ☎ 553・3111

◆心身に障害のある児童の就学相談

【問合せ】教育委員会指導室及び教育相談室 ☎ 551・7700

〈市内の障害者のための施設〉

◆施設入所支援（知的）

知的障害者の方が施設に入所し、自立した生活を送るための指導・訓練を受ける施設

◆知的障害者グループホーム

現に就労等をしている知的障害者の方が、数人で世話人さんと生活する施設

◆地域活動支援センターはっぴい

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設

◆就労移行・継続支援事業所

◆精神障害者グループホーム

将来独立して生活できるよう、期限付で住まいを提供し必要な助言・援助を行っている施設

◆地域活動支援センターハッピーウィング

精神障害者の方の日常的な困り事や、悩み等の相談支援（福生市東町6-8 MEビル3階） ☎ 553・9888

◆福生市障害者自立生活支援センターすてっぴ

市内在住の障害のある方の生活等に係る相談支援、就労に係る支援（南田園2-13-1福祉センター内） ☎ 539・3217、FAX 553・7532

◆高次脳機能障害相談支援

高次脳機能障害は脳卒中や交通事故などで脳の一部が傷つき、思考・行為・言語・注意などの脳機能に障害が起きた状態をいいます。

周りの人に障害を持っていることが理解されにくい場合もあります。どうぞご相談ください。

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

〈市役所以外の相談窓口〉

●社会福祉協議会

ボランティアの育成や障害者の移送サービス、生活福祉資金の貸し付けなどを担当。（南田園2-13-1福祉センター内） ☎ 552・2121、FAX 553・7532 ※ボランティアの育成や相談は、福祉センター内ふっさボランティア・市民活動センター ☎ 552・2122へ。

●東京都心身障害者福祉センター

身体障害者、知的障害者の更生相談所として、区市町村に対する専門的相談・支援を行うほか、高次脳機能障害等のある方への相談、身体障害者手帳、愛の手帳の発行や東京都重度障害者手当の支給等を行っています。多摩支所は、障害に関する専門的相談、愛の手帳や補装具の判定及び講習会等の支援を行っています。（新宿区戸山3-17-2） ☎ 03・3203・6141、FAX 03・3203・6185、同多摩支所（国立市富士見台2-1-1） ☎ 573・3311、FAX 576・5295

●立川児童相談所

18歳未満の児童の児童施設への入所決定、愛の手帳の判定等を行います。（立川市曙町3-10-19） ☎ 523・1321、FAX 526・0150

▼福祉サービスを受けるための手帳 【申請先】 障害福祉課

手帳の種類・程度	
身体障害者手帳（1～6級）	視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能、肝臓機能に障害があり、身体障害者福祉法に規定する医師の診断により該当すると認められた方
愛の手帳（1～4度）	知的障害があり、18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターの診断により該当すると認められた方
精神障害者保健福祉手帳（1～3級）	精神疾患のある方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある方

【各種手当等振込みのお知らせ】 特殊疾病患者福祉手当、心身障害者福祉手当を12月中旬に振り込みます。【問合せ】 障害福祉課 ☎ 551・1742